

令和2年2月4日（火曜日）

第1回南三陸町議会臨時会会議録

令和2年第1回南三陸町議会臨時会会議録第1号

令和2年2月4日（火曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 5番 | 後藤伸太郎君 |
| 6番 | 佐藤正明君 | 7番 | 及川幸子君 |
| 8番 | 村岡賢一君 | 9番 | 今野雄紀君 |
| 10番 | 高橋兼次君 | 11番 | 星喜美男君 |
| 12番 | 菅原辰雄君 | 13番 | 山内孝樹君 |
| 14番 | 後藤清喜君 | 15番 | 山内昇一君 |
| 16番 | 三浦清人君 | | |

欠席議員（1名）

4番 千葉伸孝君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長 佐藤 仁 君

| | |
|--------------------|---------|
| 副町長 | 最知明広君 |
| 会計管理者 | 三浦清隆君 |
| 総務課長 | 高橋一清君 |
| 企画課長 | 及川明君 |
| 企画課震災復興企画調整監 | 桑原俊介君 |
| 管財課長 | 三浦勝美君 |
| 町民税務課長 | 阿部明広君 |
| 保健福祉課長 | 菅原義明君 |
| 環境対策課長 | 佐藤孝志君 |
| 農林水産課長 | 千葉啓君 |
| 商工観光課長 | 佐藤宏明君 |
| 建設課長 | 三浦孝君 |
| 建設課技術参事 (漁港担当) | 田中剛君 |
| 復興推進課長 | 男澤知樹君 |
| 歌津総合支所長 | 佐久間三津也君 |
| 上下水道事業所長 | 佐藤正文君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤和則君 |
| 総務課課長補佐 兼総務法令係長 | 岩淵武久君 |

教育委員会部局

| | |
|--------|-------|
| 教育長 | 齊藤明君 |
| 教育総務課長 | 阿部俊光君 |
| 生涯学習課長 | 大森隆市君 |

監査委員部局

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 三浦浩君 |
|------|------|

事務局職員出席者

| | |
|--------------------|------|
| 事務局長 | 三浦浩 |
| 主幹兼総務係長 兼議事調査係長 | 小野寛和 |

議事日程 第1号

令和2年2月4日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 2号 南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3号 南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 第 8 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 5号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第 6号 財産の取得について
- 第11 議案第 7号 損害賠償の額の決定及び和解について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

令和2年の第1回目の臨時会であります。皆さん方の活発なご発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

欠席議員、4番千葉伸孝君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番須藤清孝君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

令和元年第9回臨時会以降における行政活動の主なるものとして、オーストラリア森林火災に対する見舞金について、ご報告を申し上げます。

昨年9月から多発化したオーストラリア森林火災は、今なお鎮火のめどが立たず、一部報道によれば、日本の国土面積の半分に近い推定17万平方キロメートルが消失し、多くの住宅等に被害が出ているほか、犠牲者も発生し、さらには12億匹以上の野生動物も犠牲になっていると言われております。

東日本大震災の発災以降、オーストラリア連邦の皆様から、コアラ館の建設に対し多大なご支援をいただいたほか、本町の中学生、高校生が研修旅行として招待され、ホームステイを初めとし、温かくお受け入れいただくなど、物心両面にわたり多大なお力添えを賜っている本町として、去る1月30日、今般の森林火災に対するお見舞金100万円をお送りいたしました。

このお見舞金につきましては、在日オーストラリア大使館様からも情報提供をいただきながら、東日本大震災の発災直後、シドニーの救援隊が本町に入られ、あの厳しい環境の中において献身的な救援活動を展開いただいたことや、今般の森林火災に関し、非常事態宣言も発出する状況下にあるといったことに鑑み、ニューサウスウェールズ州に対し、一括して送金したものであります。

オーストラリア連邦の皆様が一日も早く安心して暮らせる日々を取り戻されるよう心からお祈りをするものであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時03分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

行政報告のその3ですね。その3は、この設計業務の入札なんですけれども、いろいろこの聞きなれない業者が多いようであります。その中で、この3案、3件全部を契約しました

アルファ水工というその会社は初めて聞くような感じもするんですが、どんな内容の会社で、どこの会社なのか、その辺説明願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） アルファ水工さん自体の入札参加というのは従前からずっと入っております。ほかにこういう水工とつかない類似の業者もありますが、それとは全く別の会社でして、その中で仙台の事務所を持っている会社でございます。ちょっとそれ以上の例えば資本とか、そういった詳細の資料は持ち合わせておりませんが、いずれ入札参加に必要な条件を満たした事業者ということで参加いただいております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それはわかるんです。その資格があるから入札に入っているんだろうから、ただ、余り聞きなれないからどういう内容の会社なのかということを知りたいんです。どこなんですか、それは。所在地がどこで、仙台とは言うものの、本社とか、それから資本金とか、そういうようなのはないわけじゃないでしょうか。わかるんでしょう、大体。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

アルファ水工さん、本社は北海道でございます。なかなか陸上関係のコンサルさんは数多くいますけれども、港湾、それから漁港をやれるコンサルさんはかなり限定的でございます。その中で、今回の災害を機に仙台のほうに事務所を設けてそれぞれ活動をしている会社でございます。

これまでも災害復旧事業の部分については、仕事をしていただいていますし、そんな変な会社ではないなというふうに捉えてございます。いずれしっかりした資料もないので、しっかりした会社だとしか申し上げられないんですが、当然必要な技術者、それから資本金も十分に備えている会社でございますので、途中で仕事を投げ出してという業者ではございませんので、そこだけご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） まず、前者に続きまして、私もこの会社、ちょっと見れない会社だなと思っておりました。これは会社の説明資料がついてくるかと思われまして、その辺、休憩、午前中でいいですので、その会社の資料の提出をお願いいたします。

それとこれ1月に、同じ、3月までの工期です。同じく3つが同じ工期でございます。これやれるんですかということをお伺いしたいんですけれども、大丈夫なんですか。

それと、最高額と最低額、かなりの開きがあるんですけれども、ばななど、復興地域づくり加速化事業漁港照明設備等設備調査設計業務というのが3倍ほどになっていますね。この一番上の田浦は2倍近く、最低額となっているわけなんですけれども、これって不自然、私、素人なので、随分差があるものだなという疑問が残るんですけれども、この辺、大丈夫でしょうかね、3月まで、3つをこの同じ会社がやるということに対して、それが1点と。

それから、1ページですね。柘沢地区防火水槽設置工事、契約者が三浦板金工業さんがっております。歌津の業者ですけれども、この会社は板金屋さんなので、屋根工事をやっていますけれども、果たして今回入札参加になったから落札したと思われましてけれども、この水槽、これが初めてなのか、以前にもやったことがあるのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、工期の件でございますが、3件とも3月定例会におきまして繰り越し処理をさせていただいた上、来年度にかけて業務は実施していきたいと考えております。

それから、入札額にかなりの開きがあるというご指摘でございますが、これは各社のやはり見積もりによるとしか申し上げられません。私どものほうで何かその原因、理由と問われましても明確なお答えはできないということでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） アルファ水工でございます。企業の概要を申し上げます。

昭和59年に設立をされておまして、資本金が2,000万円、従業員数が107人でおまして、東京、仙台、青森、盛岡、九州、秋田、千葉にそれぞれ支店、営業所を設置している会社でございます。

○議長（三浦清人君） もう一つ、1番目。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。当該業者につきましては、土木工事の登録をいただいて、許可をいただいている会社でございます。これまでも土木工事の請負の実績がございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 土木工事の実績があると言いましたけれども、この防火水槽、土木工事、それは去年ですか、いつ、今までで、最近の実績はあるのでしょうか。その辺と。

それから、この会社の今の昭和59年設立、2,000万円の資本金で、人数を今聞き忘れたんですけれども、人数が何名と言ったのか。その辺と、これ会社の照会できるのであれば、紙ペ

ースで出していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 107人でございます。

それから、会社のパンフレット等、我々持っておりませんので、そこは会社のほうに問い合わせしないとご用意はできないかと思えます。

それと実績というお話でございますけれども、多分これまで行政報告の中で当然一定金額以上はご報告させていただいておりますので、その中に載っていたかという記憶をしてございます。

それと実績というお話でございますけれども、いずれ新規参入した場合、実績がなければじゃあいつまでも受注できないかという問題がありますので、一定の資格があれば、そこは指名をするというスタンスでこれまでも来ておりますし、これからもそういうことで進めていくんだろうと考えてございますので、そこはご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） アルファ水工コンサルタンツの業務実績といたしましては、近いところでは当町のいわゆる漁港の電子台帳の整備業務といったものも請け負っております。それから、先ほど建設課長がご答弁申しましたように、漁港関係のいわゆるコンサルタントとしては全国的にも名の通ったところだと承知しております。今現在、建設課におきまして発注者支援業務として、いわゆる農林水産省の外郭団体でもあります水産土木建設技術センターからいわゆる現場管理業務の人員を派遣していただいておりますが、そちらがつくれますいわゆる協会の賛助会員でもあるということで、アルファ水工からも現在その子会社に当たりますが、そういう人材派遣会社からも当町にいわゆる現場管理技術業務員何名か派遣されておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 15番山内昇一君が退席しております。

及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほどの答弁の中で来年度に繰り越しするような私の耳がおかしいのか、勘違いなのか伺ったんですけども、この期間を見ると、ほとんど令和2年、この3月27日、3つとも3月31日となっておりますけれども、繰り越しという解釈でよろしいですか。その3つとっても同じ3月31日って、ことしの3月31日まで同じ会社が3つもやれるのかなという不安があるからお伺いしたいので、その辺もう一度説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほどお答えしましたとおり、3月定例会におきまして繰り越し処理をさせていただいた上で、業務は来年度にかけて実施したいと考えております。3件とも同じ業者が落札して業務を実施していくわけですが、これらにつきましては、先ほど建設課長がご答弁申しましたとおり、技術者の数としては特に問題がないと考えておりますので、我々としては特に問題なく業務を遂行できるものと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もその3に関して、前議員も聞いたので、簡単に伺いたいと思います。そこで、最高額と最低額、先ほどの議員も確認したみたいですが、この3件とも5者、8者とあるんですが、平均的なこの入札額、もしくは単独の入札額というのがあったら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） どなたですか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 平均的な入札額というお尋ねですが。（「平均じゃなくて、どういった区分に、2,000万円に近いのかどっちかとその状況を確認したい」の声あり）

○議長（三浦清人君） 課長、要するに予定価格とか何かないわけがこの設計業務、そこを語らなければいけないだよ。

○総務課長（高橋一清君） 予定価格はもちろんございますが、この業務の場合ですと最低制限価格というのがまずもってありませんので、業者のほうで安くできるというところほど町としては財政効果が上がるということで安いところをお願いするわけなんですけれども、それが例えば入札参加の業者が複数あって、それが今回の落札額にみんな近いかといいますと、もう全然ばらばらです。本当に平均的にばらばらになっているような、そういった参加といいますか、結果の中で最も安いところということでこちらが決定されております。傾向としては、一律に何といいますか、どちらに近いとか、そういった傾向はございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 全体的にばらけていたという、そういう課長の答弁でよろしいですか。

そこで伺いたいのは、先ほど予定額ってあったんですけれども、それに近かったのか、ばらけているから近いも遠いもないんでしょうけれども、そこで最後に伺いたいのは、先ほど参事さんの説明があったんですが、この当該業者、町のほうで何か支援のような形で若干来ているということを知りました。そこで、今回の入札に関してそういった手伝いに来ている関係で有利性とか働いたのか働いていなかったのか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、後段のご指摘に対しましては、そのようなことはございません。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 予定額に例えば最高額と最低額でありまして、相当開きがあって、予定価格がどちらに近いかと言えば最高額に近い。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第1号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく各関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第1号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

本条例は、地方自治法の改正に伴い引用条項にずれが生じたことにより、条例改正の必要が生じたもので、いずれも条例の意味自体には変更はございません。

議案書の2ページをごらん願います。

本条例は、3条立てとなっており、1条ずつ異なる条例を一括で改正するものであります。

次に、議案説明参考資料をごらん願います。4ページをごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表で申し上げます。

第1条関係は、南三陸町監査委員条例第3条の中で引用している自治法「第234条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改正します。

第2条関係は、南三陸町病院事業の設置に関する条例の第4条の中で引用している自治法「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改正します。

5ページをごらん願います。

第3条関係は、南三陸町訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の第6条で引用している自治法「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改正するものです。

本条例の施行は令和2年4月1日となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第6、議案第2号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、学校医等に対し支給する報酬及び費用弁償について定めたいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） では、細部説明を行います。資料につきましては議案書4ページ、議案関係参考資料は6ページをごらんいただきたいと思います。

本案につきましては、非常勤特別職に位置づけられる学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に

対して支給する報酬と費用弁償について定めるものであります。

議案の4ページには、スポーツ推進委員の下に学校医等を加えるものであります。

参考資料の1つ目の罫線の中に記載のとおり、学校医等につきましては、専門的知識に基づいた助言、調査、診断を行うものとして、改めて特別職として位置づけられるといった解釈等の明確化がなされましたこの時期に特別職として整理をし、報酬、費用弁償について定めるものでございます。

2の改正内容であります。

予算の範囲内で定める額を支給いたしますが、当然に予算として承認をいただいた範囲の中での設定となります。

資料に記述してあるこの金額でございますが、令和元年度のものですが、以前からの経緯を踏まえ、医師会等を介した設定としており、今後においても同様の取り扱いをするものでございます。なお、こうした対応につきましては、報酬審議会等においても同様の説明をさせていただいたところであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

ここの条例案としては、予算の範囲内で任命権者が定める額となっております。そうすると、ここが毎年動く可能性、毎年でなくてもたびたび動く可能性があると思われまして。そしてまた、この参考資料の中で、ここに学校医と学校歯科医が違っているんですね。基本給が18万4,800円、これは変わりないです。生徒1人につき100円と200円、そして執務回数、健診回数、これというのが9,300円と1万円と違ってきます。ただいまのご説明の中で、医師会に相談した結果ということをお願いしているようではございますけれども、この基準ですね。この100円と200円の開きがある基準と、そして私的に言わせれば、歯科医より学校医のほうが同じ額、9,300円と1万円ではなくてどちらも1万円がいいのかなという思いがします。この児童1人につき開きがあるというところはどこから開きがあるのかご説明願います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） まず、毎年報酬が変わるのかというところでございますが、それは変わる可能性はあると思います。1番目と2番目のご質問に対しては、共通の答弁をさせていただきますが、ご存じのとおり、旧志津川、旧歌津町の時代から気仙沼の医師会に対

しまして学校医としての対価についてご相談を申し上げつつ、医師会よりあっせんをいただいているという長い経緯がございますので、そういった医師会からの内科医は幾ら、あるいは歯科医は幾ら、薬剤師は幾らという提示をされた金額に対して町のほうでそれを了解する形で長きにわたりそういう形が続いてきたというところでございますので、内科医よりも歯科医のほうが高いとかというその階層によって価格が違うというところは、あくまで医師会さんの考え方を尊重せざるを得ないというところでございますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 合併してかなりの年数、平成17年に合併したからもう10年以上も過ぎております。そうした中で、それを引きずって、覚書から持ってきて、ここに書いて資料とした、気仙沼医師会のほうからそういうことに基づいて医師会から協議しているということなんですけれども、もうずっとたっているんで、この辺でもう協議して、こうではどうでしょうかねということは申し上げられないんでしょうか。今後ですね。今後医師会との相談の中でそういうことができないものなのか。これでよしとお考えでしょうか、その辺お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 繰り返しになりますが、これまでの医師会と町との間の部分を引きずってということではなくて、そもそも医師会から提示されたこの対価の妥当性について、我々町がどのように検証できるのでしょうかというところがまず1つ問題だと思います。それから、医師会さんのほうでは、年々医師の数が実は減っているということから、やりくりも決して容易ではないという会の実情などもございますので、この機会にということとはなかなか難しいと思えます。したがって、今までどおり医師会からのあっせんな業務に対して、町がそれを依頼していくという形が一番望ましいんだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第3号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の職の厳格化がなされたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行い、及び廃止するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、細部説明をさせていただきます。

まず、議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、4本立てとなっており、1条ずつ4本の異なる条例を一括で改正するものでございます。

その改正内容につきましては、議案参考資料でご説明をさせていただきます。7ページをごらん願います。

まず、第1条関係でございますが、第1条関係、升の下のところをごらんいただきます。

この部分につきましては、南三陸町特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正部分に当たります。地方公務員法の改正により、7ページ下段の欄にある職につきましては、非常勤特別職から除外する改正内容となります。社会福祉委員から行政区長、衛生組合長、保健福祉推進員、地域おこし協力隊員につきましては、非常勤特別職から今後につきましては、有償協力員として委嘱をいたします。さらに消費生活相談員と職業紹介相談員につきましては、行政事務に従事する職のため、今後につきましては、会計年度任用職員として任用いたします。納税推進指導員につきましては、初期の役割を終えたということから、

廃止ということにいたします。

続いて8ページをごらんいただきたいと思います。

条例で報酬と費用弁償が定められておりましたが、任用方法が変わるので、支払い方法を変えなければならないということになります。社会福祉委員から保健福祉推進員までは謝金として報償費から支出いたします。役割や業務量などには変わりありませんので、支払われる金額につきましては、これまでと同様の考え方で積算し、同額を支払う考えでございます。地域おこし協力隊は、活動補助金の中での支払いとなります。それから、消費生活相談員と職業紹介相談員につきましては、会計年度任用職員制度の中で給与が支払われることとなります。

続いて、第2条でございます。第2条関係は、南三陸町外国青年語学指導助手条例の改正となっております、学校で英語指導を行うALTですが、こちらでも会計年度任用職員の身分で任用されるという改正でございます。

次に、第3条は、南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正でございます。こちらでも法改正によりまして、これまでの常勤の嘱託職員という身分での雇用が今後はできなくなるということになりますので、そちらは今後は会計年度任用職員の中で行っていき、嘱託職員に係る分を削除するという内容となっております。

第4条は、南三陸町社会福祉委員設置条例の廃止でございますが、有償協力員に位置づけとなるため、条例を廃止するものでございます。

本条例の施行は令和2年4月1日ということでございます。

以上細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

担当課長より細部説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点だけお伺いします。第2条関係ですけれども、ALTの皆さん、1年ごと2回まで更新可ということを経営年度ごとの任用とするということですが、更新ができなくなるということの捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

- 総務課長（高橋一清君） そのとおりでございます。
- 議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。
- 5番（後藤伸太郎君） ということはいろいろなプログラムで当町においていただいているALTの方々が来年もぜひこの方をお願いしたいと思っても制度上無理になるということの理解でよろしいですか。
- 議長（三浦清人君） 総務課長。
- 総務課長（高橋一清君） 失念いたしました。そうではなくて、あくまで1年単位での任用ということで、その後の継続は可能でございます。2年目以降も同じように1年の単位での契約をまたしていくことは可能でございます。
- 議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。
- 5番（後藤伸太郎君） 最後に、3年以上4年目以降の継続も可能ということですか。
- 議長（三浦清人君） 総務課長。
- 総務課長（高橋一清君） 制度的には可能でございます。
- 議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。
- 9番（今野雄紀君） 参考資料の8ページ、地域おこし協力隊員について伺いたいと思います。今回、非常勤特別職から有償の協力隊員ということなんですけれども、今後何か活動補助金という先ほど説明がありました、こういった関連の補助の項目に当たるのか、その点、1点伺いたいと思います。
- あと、よく今も国会でやっているみたいなんですけれども、国会では協力隊員を今後もふやしていきたいような意向の答弁が結構ありまして、そこで当町では今後といいますか、来年度等の募集とか、そういった基準等はお決まりかどうか。
- それとあわせて、今までいろいろなミッションで募集してきたわけなんですけれども、今後さらなる新しいミッション等は考えているのかどうか伺いたいと思います。
- あと第2点目は、同じ8ページの一番最後、納税推進指導員、これ職の廃止ということで先ほど説明あったんですけれども、初期の役割を終えたという、そういう課長の答弁というか、説明だったんですけれども、これまで何名、この推進員さんがいたのかを1点と、その廃止の理由をもう少し詳しく伺いたいと思います。
- 議長（三浦清人君） 総務課長。
- 総務課長（高橋一清君） 地域おこし協力隊のこれまでの支給の仕方ですけれども、これまで是非常勤特別職として報酬として支払いをしておりましたが、そのほかに活動費というもの

がございました。こちらの活動費全体が補助金として出されていたと。2つに分けて、報酬と補助金に分けていたものをがちゃんと1つに合算して活動補助金として支払った中からその給与分が支払われるという考え方でございます。

あとの協力隊の活動の見通しなどは担当課長にお話をさせていただきます。

それから、納税推進員の人数等につきましても担当課長のほうにお願いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 納税指導推進員についてなんですけれども、これは合併前の旧志津川町において納税貯蓄組合等の廃止によりまして、滞納繰越額が2億円を超えるような状況になったということで、町税等の収納率を高める、それから税収を確保するという観点から設置したものでございます。当時は、日曜窓口の開設とかで、あと管理職等によって臨戸徴収を実施していたわけなんですけれども、収納率につきましては、県下でも低いほうに部類していたということで、滞納額がふえていたということなんですけれども、このため嘱託として1名を設置いたしまして、訪問徴収による収納率の向上とか、納税意識の高揚等を推進したわけですが、結果的に滞納者の臨戸訪問を毎月の集金になってしまっているということで、期限内納税者との公平性に欠けるという観点から、2年間だけの実施というふうなことになりました。現在では、口座振替の推進とか、コンビニ収納の導入によりまして、納税環境が整備されたということや、あと適切な滞納整理の実施によりまして、県下でも上位の収納率に改善されているところから、今回の法改正に合わせまして、形骸化している制度を廃止するというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 地域おこし協力隊に関しまして来年、令和2年度からなんですけれども、こちら補助金ということで考えておりまして、これは今協力隊員がいますけれども、パートナー企業というものを一応設定しまして、そちらに対して補助金を交付して、パートナー企業のほうから隊員の方にお支払いをしていただくというような方法を考えております。今後の協力隊員の募集の方法なんですけれども、まず、南三陸町の中でどういった事業が必要なのかというものを地域の方からご提案いただいて、それに基づいて、庁内で検討した上で募集をかけたいなと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 地域おこし隊のほうなんですけれども、課長から説明があつて、以前だ

と報酬と活動費別々ということをやっていたんですが、そこで今回伺いたいのは、一括でそういった部分に補助金としての支給となるので、以前ですとその活動費が真水の部分とそうでない部分があったと記憶しているんですけれども、今回こういった改正によってどのような形に変わっていくのか、以前のままだのか、その点伺っておきたいと思います。

あと、調整監から説明あったんですけれども、パートナー企業へのこれは出向みたいな形になるんですか。どういった形になるんだかそこをしないと、ただの従業員がわりとして、お金を町で補助金として出して働いてもらっているというのは、そうすると本来の起業というか、自分で店を構えたり、何か事業を起こすということに対して、そのパートナー企業から、例えばどこどこ出張所なり支店を出すから、そこを任せるよというんだったらある程度話は分かるんですけれども、そうでないと、何のためのこの地域おこしなんだか、そこがよほどうまくやらないとあやふやになって、ただの本当の町からのお金を出してお手伝いだけになってしまうんじゃないかと、そういう懸念があるものですから、再度その分はしっかり制度の確立というか、将来的に町のためになるようなシステムなのかどうか、伺いたいと思います。

あと、そういった趣からも将来的なこの町で任命するときのやってほしい仕事柄というか、そのミッションをある程度はっきりさせないと、今言ったようにパートナー企業の制度も何かあやふやになると思うので、その点もミッションの関係も伺いたいと思います。

あと納税指導員さんに関しては、1名これまでやってきたということで、役割を終えたということで説明がありました。以前だと2億円ぐらいの滞納があったということなんですが、現在、大分納税環境がよくなってきたということなんですが、現時点で幾らぐらいの滞納があるのか、参考までに伺っておきたいと思います。

あと、滞納が減ったということなんですけれども、私、以前もこの場で伝えたように、この納税の喚起ということなんですけれども、防災無線での納税の喚起というのは、いかほど効力を発揮しているというか、その分おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 協力隊の関係ですけれども、まず、従来と同じように南三陸町からまず地域おこし協力隊として身分を委嘱するというには変わらないんですということがありまして、それで、従来でありますと、報酬の部分に関しましては、南三陸町から直接隊員の方にお支払いさせていただきまして、活動費につきましては、中間団体を通して委託ということによってやっておりました。今回補助金形式に変えるということで検討

しております内容としては、報酬部分とそれから活動費部分というのを合わせまして、パートナー企業に補助金を交付しましてということを考えていまして、そういう方法に変えると、一応地域おこし協力隊員の活動費と言われる部分につきまして従来よりも活動費を多く使えるような仕組みになるのではないかと考えております。

あと済みません。ミッションということなんですけれども、まず、そのパートナー企業さんに雇用していただくということで考えておりますけれども、単なる従業員として雇用というわけではなくて、パートナー企業さんと一緒に伴走するというイメージになっていますので、南三陸町で新規事業に挑戦する場合に、一旦その企業に雇用していただいて、それで新しいこと、新しい事業と一緒にチャレンジしていくと、そういうことによって町内で協力隊が入ってきて、孤立することがなく、事業推進における円滑にというか、そういった事業が、事業活動ができるのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと今正確な資料を持ってきていなかったんですけれども、大体1,000万円くらいだったと記憶しております。

それから、毎日の防災無線での広報なんですけれども、効果はどれくらいというふうなことなんです、実は口座振替が多ございまして、口座振替で引き落としできないとその後の処理に手間がかかるものですから、できればその期限内に忘れないで納税していただくというふうなことでお知らせしているというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ地域おこしのほうをもうちょっとお伺いしたいんですけれども、今、調整監のご説明ですと、伴走する形でパートナーシップを組むということなんです、将来的なことを考えると、その任期が終わった後はそのままパートナー企業に就職というか、することも可能だと思うんですけれども、そういったことは認めているのかいないのか。そこをしっかりシステムというか、制度を確立しないと本来のこの地域おこしの目的に即すのかどうか。大きい視点で見れば、そのパートナー企業に有能な協力隊員がずっと働き続けていて、町にとっては効果があるんだと思うんですけれども。

あともう1点、活動費等を全部パートナー企業に一括で渡して、そこから協力隊員さんがもらうという形みたいなんですけれども、それでは今後委託団体はどうなるのか。今までどおりなのか、全部パートナー企業へのあれでつくりかえるのか、その点を伺いたいと思います。活動費もたしか200万円だったやつが以前ですと真水で100万円ぐらいしか使えないという、そ

ういう現状でした。それで今回こういった制度に変わって、例えば200万円満額と月16万円もらえるというか、使えるのかどうか、その点の確認もお願いしたいと思います。

納税のほうなんですけれども、現在約1,000万円ぐらいということで、以前の2億円からくらべたらほとんどよくなったという状態です。そこで、課長の説明ですと、口座振替で、忘れる方が多いということなんです、そこで放送しているということなんですけれども、忘れるという方は、例えば口座の残高が納税額を下回っている人たちが入れ忘れていたというか、そういうことの喚起だと思うので、普通預金がいっぱいある方たちはそこから自動的にこの納税分引かれると思うんですけれども、放送を聞いている方たちはそれこそ毎月毎月やりくりで税金を納めているという方たちも結構多いみたいなので、そういった人たちにとってその放送がどれだけこの心というか、身に響くか、その点を考えるともう少しこの別の方法もとられるのではないかなと思うんですが、その点、検討できるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 協力隊の関係です。まず、将来的に就職するのかどうかという話なんですけれども、まず、3年間の任期が終わった後なんですけれども、この後に自分で起業するのもありですし、そのままパートナー企業に就職していただくことというのも可能だというふうに思っております。そのまま雇用していただけるかどうかというのは、まさにパートナー企業さんのご判断ということにもなりますし、隊員の方が自分で起業したいのか、それともそのままパートナー企業さんに雇用形態を維持してもらおうのかというのが判断になりますので、そこら辺はちょっとこちらのほうで絶対こうしなければいけないよというふうに決めているわけではございません。協力隊の目的として、もちろん事業を起こしてもらおうとか、町をおこしてもらおうというのも一つあるんですけれども、移住、定住の観点で町に残っていただくということも一つの目的になっておりますので、そういったところになります。

それから、活動費に関しましてなんですけれども、今100万円というお話だったんですけれども、この補助金形式に変えることによって、パートナー企業さんに雇ってもらったときの保険の関係だとか、そういったのも差し引きますと、大体150万円から満額が200万円になっていきますけれども、150万円以上200万円未満というものが隊員の活動費として使用できる金額になるのかなというふうに想定しております。

それで、委託団体という話なんですけれども、こちら委託という形式をとらずに補助金形式

ということになりますので、従来のようなその間に民間業者に委託をかけてやるという方式ではありませんので、そこはなくなるということになります。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 口座引き落としの関係なんですけれども、引き落としできないとその後の処理にまた手間がかかるわけです。催告書を送ったりとか、滞納整理につながったりいたしまして、その経費がかかったり、事務の手数が余計かかるわけでございますので、ついうっかりを1件でも減らしたいというふうなことでそういった放送、経費を安く済ませる方法ということで広報しているというふうなところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ地域おこしのほうに関してもう1点だけ、もう1点というか、その今調整監の説明ですと、今までの委託団体が今度なくなるということなんですけれども、そこで今までやっていたようなお世話というか、マネジメントは今後どこがするのか、その点だけ確認させて終わりとさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） ご質問いただきましたマネジメントの件なんですけれども、こちらは隊員が使える活動費の中から個人的にお願いするのもよしということにしておりますので、そこは隊員のご判断ということになると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 本議案第3号ですけれども、参考資料の7ページ、今背景として書かれています。地方公務員法の改正により特別職に属する地方公務員の厳格化が図られたことによるということで、厳格化と書かれています。厳しくなったということだと理解しますが、今までの現行の地方公務員法には、緩やかな部分があったのかなと、ちょっとどういったんでしょう、グレーな部分があったのかなと。それを白黒はっきりさせるためにこういった改正がなされたのか、その辺ちょっと確認したく思います。何か現行の地方公務員法にトラブルがあるのか。現在の施行内容に何かトラブルがあってこの改正がなされたのか、その辺をお聞きしたいのが1点目。

それとあと第3条関係ということで8ページですね。ここにも厳格化に伴いという言葉がありまして、常勤嘱託員について特別職に属する地方公務員の厳格化に伴い廃止すると記載がされています。ここもちょっと何かグレーな部分があったのかどうか。現在、常勤嘱託員と

いう方がいらっしゃるのかいないのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 15番山内昇一君が着席いたしております。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 厳格化の意義としてお話しすれば、これまでこの升の中にありますこれらのものに準ずるものの職という表現がありますけれども、この表現の詳細というのは具体的ではなかったんですね。どれにも属さず、ただ行政を推進する上ではぜひ必要な委員さん方を住民からお願いしたいということでこの社会福祉委員から行政区長、それから衛生組合長などなど大体想像していただければ、町の行政をする上では不可欠の役割を地域住民に担っていただいております。ただ、この準ずるものという中でだけ、これらの委員を非常勤特別職とできてきたんですけれども、今回、この括弧書きの部分ですね、アンダーラインを引いてある。専門的な知識、経験または識見を有するものということに限定をされてしまいました。そうすると、一般住民の方々の役割という表現の中ではちょっと難しい。これをグレーと言えぱグレーになるわけですが、完全にこれらを国のほうでは明確化して、そういった方々については非常勤特別職には認めない法律に今回なったということが厳格化の意味です。

ということで、第3条のほうにも厳格化とありますが、町のほうでは常勤の嘱託職員として過去に自然環境活用センターの所長を嘱託で雇用しておりましたが、今回の改正の中ではそれを常勤嘱託がなくなったと。当然現在は誰も該当する人はいないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

まず、改正の内容を見ますと、社会福祉委員、行政区長、衛生組合長、保健福祉推進員、地域おこし協力隊員はのけるという、補助金になるということで、それ以外の委員さん方は有償協力員として委嘱するということなんですけれども、有償協力員、これに変わりますよといったとき、当然各委員方に説明はなされたものと解しますけれども、そのときでどのような疑問点が出てきたのか、丁寧な説明はなされたのか、その辺をお伺いいたします。

それから、次のページ、8ページなんですけれども、各月額報酬はそれぞれで違いますけれども、戸数割については区長が140円、それから衛生組合長が50円、保健推進員が30円とばらばらなわけですが、これを決めた根拠、それをお示し願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 各委員会の方々への説明ということで、おおむね、まず行政区長さ

んとか、それから社会福祉委員さん方につきましては、12月とそれから1月の会議で丁寧にご説明をさせていただいて、ご了解をいただいております。衛生組合長さん、保健福祉推進員さんについては2月にご説明をさせていただくということですが、おおむね何名かの方々にはお話をさせていただいているというような状況です。一番は行政区長さん方が非常に役割的に大変なお仕事をしていただいているものですから、どういった反応といいますか、お考えになるかということで、区長会の中でも丁寧にお話をした上で、反応を見させていただいたんですけれども、実質的なところでは何も変わらないようなのでということの理解で、全く問題視するようなお声はいただいております。したがって、ほかの委員さん方についても同様のご理解がいただけるだろうというふうに考えております。

それから、この報酬額のこれまでの戸数割の考え方ですけれども、これは正確に何かの基準単価みたいなものの積み上げで決められるものではございませんので、通常の業務の量とか、そういったもののバランスをとって金額を入れて、議会にお諮りをしてこれまでは決めてきたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明ですと、区長さんにそれぞれ1回投げかけて、そしたら変わりが無いからということで了承と考えたということなんですけれども、やはり今までこういった呼び名、正式でやっていた人たちが有償協力員さん、名前も有償協力員になる。委嘱状がそうなるということは、呼び名も有償協力員さんということになるかと思われるんですよね。そのくくりがそうですから。そうした場合、やはり区長さんだけでなく、金額が、もらうものは変わりが無いから、それでいいんだではなくて、やっぱり区長さんだけでなく、そういう方々からも丁寧に説明して、どうでしょうかというご意見はもらうべきだと思います。

そして、次のただいまの説明ですと、標準的な戸数割りはこれだといいでないかというような基準点があってないようなものだということなんですけれども、やはりここは衛生組合長さん、保健福祉推進員さん、これは一緒に並びで30円ではなくて、50円にすべきではないのかなという思いがいたします。ということは、この人たち衛生組合長さんは男性、そして保健福祉推進員さんたちは女性の人たちです。そうすると、ここで女性は私だけですけれども、この50円と30円の違いは男女の開きでこうなのかなという捉え方をしかねない、それぞれ皆価値観はばらばらですけれども、そういう思いの人もつくる側はそれではないと言っても、受け取る側としてはそういう思いの人たちも出てきます。仕事率も毎月の協力員さん、

これからはますます相談業務なんかも推進員さんたちは通知を渡すだけではなくて、そういう地域の活動的なものが出てくる、出ているのが確かでございます。だから、今後こういうところをならしに、50円に合わせるつもりがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、前段に先ほど総務課長からもお話ありましたけれども、社会福祉委員の方々についてもこのご説明は差し上げまして、皆様、快くといいますか、ご理解をいただいたところでございます。

それから、保健福祉推進員が女性であって男性ではというお話ですけれども、別に男女分けをしているものではないんですけれども、女性が多いというのは、これは確かなことだと思います。ただ、男性がだめというわけでもございませんし、あえて申し上げれば、男性ではなかなか聞きづらいという点も保健福祉推進員の活動にはあるのかなというふうなところは1点なぜ女性が多いかという部分には該当するのかなと思っております。決して男女の差をもって金額に差があるというわけではございませんので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 男女の差があって、差をつけたというわけではないということはわかります。ただ、仕事の内容からいきますと、少ない、毎月の渡すもののほかに配布物のほかに、今課長が答弁したようにかなり相談件数なども入ってきます。配布だけではなくて。そういうことから考えてもこれを30円から50円に上げる考えがないかどうかということもあわせてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） この議案の中では、報酬、費用弁償の部分について今ご質問をいただいておりますが、これはこれまで報酬審をかけて議会にご承認をいただいていた金額で、今ここで金額を変更するという考えは、基本はなくて、まず、制度的には、従前と同じ役割を同じ金額で委員さん方に活動を続けていただけるようにという制度の改正を皆様に議会にお諮りをさせていただいている段でございます。結果的にはそれが今後は、これまでですと完全に条例の中に金額がうたわれて、その額でしかできないというようなものでございますが、今後、報償費という予算の中で、年々の予算の中で、予算を確保して支払いをしていきます。そういった中で、もし不都合があれば金額の見直しという部分も今後全くないわけではないということがまず基本的なことでございます。

ただ、それでは直近、来年どうするかといいますと、そのところはまずはこれまでの踏襲をきちんとやって、まずは安定した運営ができるように進めさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第8 議案第4号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第4号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度港漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すべきものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第4号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料11ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成30年度港漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津港漁港内です。

また、現地精査の結果、防潮堤表のりの基礎部の矢板の長さに変更になり、矢板の調達に時間を要するため、工期を令和2年3月31日までといたします。

なお、本件については3月定例会において繰り越し処理を行った上、再度工期延伸の手続を行う予定です。

9ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6136号、防潮堤工事について、防潮堤の背後地を盛り土し、水産関係用地として整備するよう計画変更することで、裏のり被覆ブロックが不要となり、2,900万円の減額、防潮堤施工箇所隣接する建物の家屋調査のための費用として200万円の増額など、計3,100万円の減額、同じく乗り越し道路工事について、防潮堤背後地を盛り土することで排水のためのカルバート工が不要となり、1,200万円の減額、既設の水道管や電柱の移設費用として800万円の増額など、計1,100万円の減額、町道浪板線並びに水産関係用地整備工事について、盛り土材を購入土から流用土に変更することなどでそれぞれ3,200万円、500万円の減額です。

以上、合計7,900万円の減額です。

10ページは、工事平面図です。各施設や施工箇所の位置等をご確認願います。

なお、12月定例会において、工事変更契約の時期に係るご質問をいただきましたが、十分説明を尽くしたとは言えず、また、本件にも関連いたしますことから、改めて説明させていただきたいと考えます。

工事は、請負契約に基づき実施されるものであり、その内容に変更が生じる場合、設計変更及び契約変更を行った後に施工することが原則であると言えます。しかしながら、実情は設計変更に係る事務量も相当なものとなることから、設計の見直しが必要となる都度変更するのではなく、変更指示書でもって現場の施工は進め、できるだけ手待ちの状態をつくらないようにいたします。

したがって、例えば単年度工事の場合、工事完成前に出来高精算分も含め、設計変更を1回行うのが一般的です。また、本件のように複数年にわたる工事の場合、今回のような一連の防潮堤工事におきましては、おおむね1年に1回のペースで設計変更を行っているところでございます。そのため、工種によっては、契約変更に先行して、現場の施工が行われることもございます。防潮堤工事は、変更契約額も大きいことから、適宜適切な時期に契約変更を行うよう努めてまいります。別途議決いただいております予算の範囲内、あるいは国や県

との協議を経て、予算化の見込みをつけた上で現場の施工を進めておりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ1点だけ伺いたいと思います。

今回の減額で多いのが流用土の、それを使ったために減額になったという、こういう説明とか、あれがありまして、そこで伺いたいのは、今後の残された工事にまたこういった流用土の活用とか、その量とかもしわかる範囲で、現在も磯の沢でしたっけ、あっちのほう切り崩しているみたいなので、その流用土と土と何かわからないですけども、石みたいなもの大きいやつとか、そういったやつの違いとかって、今後ともこの町内の山が崩されていく可能性があるのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 流用土を使用する量につきましては、原則といたしまして、これまでの高台造成等で発生いたしました土が各地に仮置きされております。それらを使えるものについては使っていくというのが原則でございます。できる限り使い切りたいと考えておりますが、何分大量の土砂が発生しておりますので、全てを使うことは難しいかと考えます。

また、盛り土材として不適な土質のものもございます。そういったものにつきましては、最終的には処分するしかないと考えております。したがって、具体の数量につきましては、現時点では防潮堤工事で盛り土材として計上しております数量を上回ることはないというふうなご答弁にならざるを得ないと考えます。

土とそれからいわゆる石といいますか、違いということでございますが、盛り土材としてやはり使っていく場合は、適度に小割りされた石でないと余り大きいいわゆる岩がその中に混じっておりますと、それは盛り土材としては不適ということになります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかったので、そこで再度伺いたいのは、流用土についてなんですけれども、その土というのは本来どこかの工事で使うべくして予算措置をして、とったやつが、その使い切れなかった分があるのが流用土なんですか。そうした場合に、一旦予算でとったやつが余った分というのはそのときの流用土の予算措置というのは減額等になっていた

のか、そのまま将来使おうと思っていたとすると、そこの今回のこの予算計上に当たっての違いといいますか、もともと使わないでただであったやつを使ったから800万円とか何百万円しか計上しなくて、減額できたという、そこの違いのところをもう少し伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 高台造成で発生いたします土を将来防潮堤工事の中で流用するという前提で仮置きはされていたものと認識しております。別途予算計上されているのではないかということにつきましては、今申しましたように、当時の造成地から発生して仮置きするまでのいわゆる仮処分費といいますか、仮置きしか計上されておりませんので、その土をまた別の工事で使うという前提に立っていたものではなく、防潮堤工事の中で使えるものは使うというそういう町の中での計画のもとに進められておることでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いいたします。

先ほどの説明、丁寧な説明でわかりました。繰り越しの場合は、議決前であっても工事の流れとしてとめないように進んでいくというようなことのように解しております。

そこで、水産関係用地の追加が今回出たわけですけれども、これと関連して、その裏のり被覆ブロックの廃止、要するに防潮堤がなくなって、関係用地が追加となったと思われまけれども、そこのところは地区の人たちと十分と話し合いをされてこういう結果になっているのか、その1点だけお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 10ページの工事平面図をごらんいただきますと、赤く中央部分に着色しておりますのが防潮堤本体工でございます。それに隣接して黄色で着色しておるところ、これが水産関係用地として今回新たに計画に加えたものでございます。当初は、この防潮堤の背後、この黄色で着色した部分がいわゆるくぼ地の状態になっておりました。従前の計画ではここに一旦水がたまって、防潮堤本体の下にカルバート工をつくって、下流側、海側にその水を排水する計画でございましたが、やはり衛生上も水がたまるとあまりよろしくございませんし、また、排水処理等々、それからその黄色の土地につきましては、いわゆる集団移転促進事業で町が買い上げました土地でもございましたので、有効活用するよということの水産関係用地を地元の方々にもご説明した上で、計画させていただいているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 赤で防潮堤の部分が、これは廃止ということになったので、その防潮堤がなくなることについても地域の人たちにきちんと説明して納得を得られているのかということなんです。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 赤の防潮堤はこの位置に盛り土をして、防潮堤として整備いたします。先ほど申しました黄色の部分が防潮堤の背後地がくぼ地になっておりましたので、ここを埋め立てて、防潮堤とほぼ同じ高さに埋め立てて土地利用を図っていかうとするものでございます。したがいまして、防潮堤の計画そのものがなくなったわけではございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第5号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第5号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料14ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津葦浜漁港内です。

また、本件でご説明します地盤改良に係る国や県との協議に時間を要しましたことから、工期を3カ月延ばし、令和3年3月25日までといたします。

12ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6142号、防潮堤工事について、設計どおりの工法では抜けない固い地層が確認されたため、地盤改良工法を変更することにより5億6,000万円の増額、震災後の地盤隆起による防潮堤の高さの見直しにより3,300万円の減額など、合計5億5,300万円の増額です。

13ページは、工事平面図です。各施設や施工箇所の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 5億5,000万円という膨大なお金が増額となります。その主な要因、この図面ではちょっと知り得ないところもありますので、主にどこなのか、今人件費高騰はないと思われるんですけども、その辺のご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 地盤改良工法の見直しということでございます。当初の地盤改良工といたしましては、直接工事費で約2億円を見積もっておりました。今回、先ほどご説明いたしましたように、いわゆる転石という大きな岩が集まった地層が現地で確認されましたことから、そこの地層を当初の設計どおりの工法では抜けないということから、工法を見直しまして、約2億円の見積もりが、約4億5,000万円、直接工事費で約4億5,000万円、約2億5,000万円強の増工となっているところでございます。

場所につきましては、13ページの工事平面図の中でちょうど中央少し左寄りのところに地盤改良工、当初工法では施工不可の範囲を工法変更と、引き出しで説明申し上げておりますが、このあたりを中心といたしまして、左側から中央部よりも少し右にかけての範囲でそういった地層が確認されたところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その中で2億円が増額ということですけども、5億5,000万円という

額です。もっとほかにあるかと思われましても、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほど申しましたように、直接工事費と言われるいわゆる人件費ですとか、資材費、直接に工事に必要となるお金、金額に対して約2億5,000万円強の増額ということになりますので、それにいわゆる一般管理費ですとか、諸経費と言われるものを追加していきますと約4億円強の地盤改良工だけで増工、増額となるものでございます。

ほかに大きな変更点がないかということでしたが、12ページで上げております地盤改良といいますのは、地中にセメントミルクといいますか、いわゆるセメントを水で溶いたようなものを地中に流し込みますので、その分土がいわゆる膨らむといいますか、地表面が盛り上がってまいります。そういったものをやはり所定の高さまで削り取らないといけませんので、そういったことに約5,500万円必要になるというようなことで、もろもろ合わせますと約5億円強の増額になるということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 人件費等の高騰がないと、私思うんですけれども、先ほどの答弁ではそれが含まれると言いましたけれども、それは現在もあるのかどうか、その1点だけお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 人件費の高騰が全くないかと申しますと、そうではなくて、徐々に2年前に比べましても上昇してきておると認識しております。ただ、この点につきましては、請負業者の方々からいわゆる単価の見直しというものをこちら、役所側に申し出ていただければ、その時点で精査して適切に対応していくこととなります。今回の変更につきましては、人件費の増額というものは関係なく、いわゆる工法の見直しということで持ってくる機械ですとか、それからそういう施工方法の違いによって増額になったものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第6号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、平成31年度消防用自動車購入業務において、契約内容を変更し、消防ポンプ自動車等を取得することについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） では、議案第6号の細部説明をさせていただきます。

町長の説明にもございましたが、本件につきましては、消防ポンプ自動車と、それから小型動力消防ポンプを購入する業務におきまして、消費税の増額分について変更契約をさせていただく内容でございます。

議案参考資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

業務名は、平成31年度消防用自動車購入業務であります。

6月の議会においてご決定をいただき、既に契約済みでございますが、ご案内のとおり消費税が上がったその8%と10%との差額分、差額で185万4,000円になりますが、その相当額分を加えて変更契約をさせていただくものでございます。

裏面には、変更仮契約書を添付してございますので、ご参照を願いたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この件については消費税ということで、去年の6月に議案としては8%で決定しておりますけれども、そのときで10月から10%になるということがわかっていると思うんですけれども、その間、協議が例えば今のままの契約時点で、今の8%で来ますよ、秋になったら消費税10%になるから、そのときはまた別途でしますよと、どのようなご協議

なされたのか、後で10%になりますよという多分そういうことで協議なされてきたんだと思われましても、その辺の確認をお願いします。

それから、ポンプ車2台と、軽自動車に積む積載車7台ということなんですけれども、毎年我々は消防演習に携わって、ああみんな立派になって車が来ているなというところを見えますけれども、今度買う7台と2台というものを今使っているものは耐用年数どのくらい来ているのか、その辺のご説明もお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、消費税の扱いでございます。消費税そのものは年度当初からの方向性といいますか、方針、10月から消費税が上がるということ自体は見込んでおりましたけれども、その差額分の請求というのは、実は個々の契約ごとに双方によって協議して、変更することができるというようなことでございます。今回、消防の契約相手のほうから2%分について、改正に基づいて値上げといいますか、金額を改めたいという申し出がございましたので、それに応じて町のほうでも変更契約をさせていただくものでございます。

それから、ポンプ車の現在の消耗の度合いといいますか、そういったところでありますけれども、今、購入をさせていただいておりますのは、まずはそれぞれの消防団において被災をした部分についてまず補充をしていくということで取り組んでおりますが、あとの部分についてもやはり、あとの部分というのは要するに被災をしなかった地域の車両などにつきましては、その一定の基準といいますか、耐用年数に応じた利用が来れば更新をしていくというようなことで取り組んでおります。現在のところ差し迫ってすぐにかえなければならないというようなものについては計画の中では今ございませんので、今後経年を見ながら更新してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 業者さんのほうから2%上げてもらいたいというような説明でしたけれども、それをやはり6月の時点で8%で契約してあるから、そこは協議の中でそのままというような話があってもしかりかなと思うので、対等の契約ですから、そこは言われたから、はい、そうですかと2%、額は大きいですよ。1億円ですよ、この消防自動車を入れるのに、その2%と言っても180万円、200万円近い額に、ですから、10月から上がっていてまだ納入はなっていないんですよ。そして、納入になった後であればいいですけども、納入もなっていないのに10%というのもおかしい話かなと思うんですけども、協議の中でそこをもっと詰められなかったのか。

それから、今、私、7台の耐用年数、今使っている車の消防演習にはとてもみんな立派で走って、これも新しい新しいと、私の目には映ったんですけども、その今使っている耐用年数です。去年の議案を見ますと、第2分団沖田ポンプ車、それから伊里前ポンプ車、それから積載車のほうは津の宮班、波伝谷班、荒町班、志津川西班、保呂毛班、志津川中班、寄木班とあります。この半分は流されている地区でないかなと思われま。そうすると、震災後に買うかどこからか来ている車を今使用しているということになるかと思うんですけども、まだこれ納入になっていないんですよ、3月納入ですから。今、使っているのはどこからどのように来てある車なのか、その辺をお伺いいたします。耐用年数ですね。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほど申し上げましたように、被災して今ない地域に新たに購入して配置をするということです。今あるのは、どこから来たんじゃないかと、今ないと。ない地域にこのように新たに購入して配置をしているという最中です。ない地区があるんです。今ある地区だけがそろっているというだけで、及川議員が見ていっぱいあるからみんなそろっていると思っているんですけども、ない地区もあるんです。不足な部分にさらに買い足しているということでご理解いただければと思います。

それから、消費税の制度として、年度当初に契約したものが10月1日前に完了した場合は、おっしゃるとおり8%のままで終わるんですけども、その年度当初に契約して8%で契約をしても10月1日以降まで納期が及ぶものについては10%に変わるということになるわけですね。そのようにご理解いただければ今回10%で契約をし直すことが自然なことだということでご理解いただけるかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

今のポンプの消費税の件ですけども、入札のときはどのような取り決めだったのか、例えば何社かあった場合に、最初から消費税を見てもらえとなれば、指す額も違うと思うんですよ。そこのところを確認させていただきたいんですけども。入札のときの消費税の取り扱いはもともと。

○議長（三浦清人君） どうぞ続けてください。

○9番（今野雄紀君） 消費税なんですけれども、普通だというと、民間だと車買う、何買うというときは、よく駆け込みというのを住宅でもそうなんですけれども、そういったやつが通じていて、今回こういった行政の分野だと、そういったやつが通じないとしかとれないので、

そのところを私、確認したかったのは、入札する時点でもう納期が絶対3月になるので、その時点では10%になるってわかっているわけなんですね。その上で、入札のときの消費税の扱いどうだったかをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 入札のときはまだ世の中が8%でしか動いていませんから、10%での契約というのはまずないということでまずご理解ください。入札の競争自体は消費税を抜いて比較をして安いところというふうに競争すれば、当然ながら安いところと契約できるわけです。なお、消防車については、受注生産なものですから、どうしても毎年なんですけど年度初めに契約をしてもでき上がって納期になるのは年度の終盤になっております。そういったことから今回の場合ですと、10月前の納期での契約というのはできませんでしたので、結果的に10%に契約を切りかえるということでもあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の説明で消費税抜きで入札するということではわかりました。ただ、業者としては、納めるときにこの10%というのはわかっているわけですから、そういった場合に町でそのときに負担するとかしないというその取り決めがあったかどうかを私、確認したかったんですよ。例えば少しでも消費税上がるけれども、200万円分は見てもらえるという話があるわけないかもしれないですけども、そういったことの取り決めは入札時点でどうだったのかということの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃる取り決めというのは、契約でしか成り立ちません。ですから、取り決めはありません。しかし、納期が10月以降になれば、当然ながら10%で精算をするということです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 済みません。わからない。ですから、その8%、10%もわかったんです。取り決めもないというのもわかったんですけども、入札事項としての消費税の扱いとか、ある程度入札するときに説明があるはずだと思うんですよね。それがなかったのかどうかだけ伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 税金は抜いて表現されていますので、契約はね。ですので、ありません。取り決めはなし。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第7号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号損害賠償の額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年7月3日午後2時30分ごろに発生いたしました公用車の事故に関し、損害賠償の額を決定し及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第7号について細部説明をさせていただきます。

本件につきましては、まず、議案のほうは10ページのほうにございますが、改めて、その内容について詳細ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、職員が運転する公用車両が起こした交通事故に伴う相手方に係る損害賠償を国家賠償法第1条により町が行うことについてお諮りをするものでございます。

事故の概要であります。発生日時は、令和元年7月3日午後2時30分ごろ、総務課所属の職員が運転する公用車が、仙台市青葉区広瀬通交差点で、4車線の左端車線を走行中、前を走行していた車両が左折して停車し、それをかわすため、右側に膨らんで進路を変えたときに、右車線を走行するバスにバックミラーを接触し、バスの急停車により乗客の2名が受傷したものであります。

事故の原因は職員が運転する車両が進路を変更する際、後方確認が不十分であったことに加

え、バスとの距離感の目測を誤ったことによるものであり、過失割合は当方が100%でありました。

相手方のけがの程度は、1名はけい椎捻挫と打撲で、通院日数が44日間、もう1人は胸部打撲などで通院日数2日間の治療を行い、治療が終了しております。

損害賠償に係る内訳は、治療費、慰謝料、通院費等雑費を含め1名が80万2,108円、もう1名が8万3,915円、2人合わせて総額で88万6,023円をもって示談を求めるものでございます。

この総額については、議決をいただいた後に、県町村会を介して加入している全国自治協会の自動車保険から全額が支払われることとなります。

なお、接触によるバス及び公用車ともに修理を要する損害はありませんでした。

当該職員に対しましては、事故の原因を振り返りつつ十分な反省を求め、今後の安全運転と交通事故防止に固く誓って従事するよう厳重に口頭注意をいたしております。

今後とも職員の安全運転管理には十分意を用いてまいりますので、よろしくご決定いただきますようお願い申し上げます、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、2点だけ伺いたいと思います。

この当該のけがをなされた方の年齢がもしおわかりでしたら、何十代でもいいんですけども、その点伺いたいと思います。

あともう1点は、先ほど課長、事故の際に説明があったんですけども、バックミラーが壊れたという、そういう説明がありました。壊れないという、私、壊れたということでお聞きして、じゃあ壊れていなかったんですね。わかりました。

以上1点だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） お二人とも40代の方でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、事故の日付が7月ですね。かれこれ7カ月前のことになるかと思えます。説明の中で治療日数が長いほうの方で四十数日だったというふうに理解しました。7カ月後のきょうというか、今回の臨時議会で報告いただいているわけなんですけれども、例えば12月の定例会のときとか、そういったタイミングで報告ができなかったのかどうかですね。なぜこんな7カ月かかって、きょうの臨時会で報告ということになったのか。何か事

情があろうかと思っておりますので、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 実質、実日数で44日なんですけれども、治療期間としてはもっとずっと長くて、12月の議会でお示しするにはまだ損害額とかが確定できないというような時期でございましたので、それが確定して直近が今回となったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほどの課長の説明の中で、過失割合が全面的にこちらのほうが悪いということ100%だという説明がありました。私的に言いますと、お互いに走っている車なので、どちらかが、そのバスのほうも幾らかがあるのかなと思いましたが、100がこっちだということなので、そうするには余ほど一方的に、先ほど車間距離がなかったとか、急にハンドルを回していたとか、そういう100%になるだけのそれだけの事故だったのかなという判断するわけなんですけれども、そこで、時間的には出張の帰りだと思うんですけれども、1人で運転していたということですよ。そのいろいろな要因があるかと思っておりますけれども、事故を起こしてだめだということでは、人だから誰しも間違いというところがあるだけけれども、その100・ゼロになったという、走っている中で100・ゼロになったという判断、そこが一番何だったのかというところ、それから、損害賠償88万6,023円、その中にももちろん治療費も入っています。慰謝料ということも出てきました。果たしてこの慰謝料が幾らだったのか、その辺、お答え願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） もしこの事故が物損を伴って、それから自賠責保険を超えてなっていた場合には、保険屋さん同士での間の話は議員おっしゃるとおり、もっとシビアな比較が出てきたかもしれません。ただ、結果的に負担という部分では100をこちらで負担する形になるので、100・ゼロと申し上げましたが、その厳密な過失割合というのは、実は今回物損が出てきていませんので、我々のところにも出てまいりません。しかし、人に係る部分、休業も含めて、治療費、こういったところは自賠責保険での適用になるため、自賠責120万円までは全額補償されるんですね。そういった関係で100%をこちらで補填をする形での決着に今なりそうだということで100・ゼロでのこちら負担をするということでもあります。双方同士の厳密な過失割合の部分については、ちょっと語弊があったかもしれませんが、厳密なところは実は出ておりません。ということでご理解をいただきたいと思っております。100%こちらが見るとい

うのは、いわゆる自賠責の範囲なものですから、そこが補償されるということでもあります。

それから、慰謝料の分ですが、通院期間が長かった方の慰謝料を申し上げますと36万9,600円、もう1名のほうが1万6,800円でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 重要なのは再発防止なのかなと思っておりませんが、担当職員にお話をということでありましたが、組織として、交通事故はもちろん起こさないに越したことはないんですけども、業務体制の見直し等を再発防止に向けて取り組んだことがあれば、お伝えいただきたいと思いますが、組織としては特に何もしていないという認識でよろしいでしょうか、どうでしょう。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 我々職員は自分の事故でこのように議会においてご審議をお願いしなくてはいけないというのは非常に心を痛めることであります。そういったことが自分のことでなくても、ほかの職員たち一人一人にとっても非常に交通事故を起こすことがいかに重大なことであるかということ踏まえて、我々お互いに、言葉の上で、こういったことになるんだから、大いに注意してくれということで周知をしているところです。

具体的な事故防止としては、例えば冬の凍結路を運転する例えば派遣でおいでの方々や、あるいは新任の職員たちには、そういった研修会を通じて、警察からのご指導も頂戴しております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 前に予算か決算のときに申し上げたと思うんですけども、高速道の使用料というのがいつも物すごく使用料が極端に少ないないつも感じるんです。運転の個人差があるでしょうから、上行ったほうが危ないとか、下行ったほうが危ないというそれぞれ差はあると思うので、一概には言えないと思うんですけども、時間がかかるから早目に出て、信号や曲がり角の多いところを通して、かえって時間に間に合うかどうかわからなくなって、急いで気があせって事故の起こる確率が上がるとか、そういうところがあるのかなと思っていましたので、総務としてそのあたりを安全性とか、仙台への往復の時間を高速の使用料で買ったと思えば、私は安いものだと思うので、むしろどんどん使えばいいのにといつも思っているんです。そういったところの見直しを検討する考えがあるかどうか、最後にお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 以前にも議員から高速道路の使用についてご意見をいただいた記憶があるんですけども、それから以降でしょうか、昔、私が承知している高速道路使用よりは、現在はもうほとんど高速道路を使用してもらって構いませんよという運用がなされるようになりましたので、その部分だけもし申し上げれば、特にそれで時間が短縮しなければならぬようなあせった運転はする必要は今ないだろうというふうには思っています。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論なしということで終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時03分 閉会